

(紹介手数料の返還)

1. 採用決定者が甲に入社後、自己都合により退社した場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を返還するものとする。
 - 1) 入社後 10日以内に退社：紹介手数料の100%
 - 2) 入社後 2ヶ月以内に退社：紹介手数料の50%
 - 3) 入社後 3ヶ月以内に退社：紹介手数料の25%
2. 但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社の場合はこの限りではない。